

府中市における教育・保育に係る
利用者負担のあり方に関する答申

平成27年12月16日

府中市子ども・子育て審議会
利用者負担等検討部会

目次

はじめに

1 府中市の状況

2 1号認定(幼稚園等利用)に係る利用者負担額について

3 2・3号認定(保育所等利用)に係る利用者負担額について

4 その他

5 付帯意見

6 資料

はじめに

平成27年4月から、子ども・子育て支援新制度が全国一斉に始まり、国の子育て制度は大きな転換点を迎えました。新制度では、幼稚園・保育所・認定こども園などは、新たに特定教育・保育施設と位置付けられ、市が実施主体として小学校就学前の子どもに対して、それぞれのご家庭が希望する教育・保育を提供することとされています。

このような状況から、教育・保育給付に係る給付費及び利用者負担額については、国が示す公定価格等の制度設計を踏まえ、府中市単独で実施している給付や利用者負担の設定の適正なあり方を検討し、見直す必要があります。また、平成26年1月に策定された、府中市の保育行政の取り組むべき方向性を示した「今後の保育行政のあり方に関する基本方針」においても、利用者負担の見直しを進める旨を示していることから、府中市子ども・子育て審議会は、平成27年4月28日に府中市長から、利用者負担のあり方について検討するよう諮問を受けました。

子ども・子育て審議会は、より専門的な検討が必要との考えから、専門部会として利用者負担等検討部会を設置し、部会での審議を決定しました。

利用者負担等検討部会は、学識経験者や公募市民など11名の委員により構成され、全6回の会議を開催する中で、利用者負担等の現状把握、問題点についての検討を重ねてきました。これらを踏まえて、当部会での結論をまとめましたので、ここに答申いたします。

平成27年12月
府中市子ども・子育て審議会
利用者負担等検討部会

1 府中市の現状

(1) 子どもを取り巻く状況

府中市の人口は増加傾向にあります。ただし、平成13年度以降、65歳以上の割合が14歳以下の割合を上回っており、高齢化が進行しています。出生数は、2千3百人前後で、ほぼ横ばいで推移しています。合計特殊出生率は、平成25年の数値は1.37人で、全国よりは低いものの東京都の平均よりは高くなっています。世帯数は増加傾向にありますが、平均世帯人員は減少しています。18歳未満の子どもがいる世帯では、9割以上が核家族世帯となっており、特にひとり親と子どもの世帯が増加しています。

女性就業者数は年々増加しており、また就業者全体に占める割合も上昇しています。就業者全体の4割近くが女性となっています。女性の年齢別就業率は30代で低下するいわゆる「M字型」の構造になっています。M字の底に当たる30代前半の就業率は上昇傾向にあります。

就学前児童の状況は、3歳未満では約70%が在宅で過ごしていますが、認可及び認可外保育で過ごす児童が増加しています。3歳以上では半数以上が幼稚園で過ごしており、認可保育所の児童が増加しています。

(2) 財政状況と保育関係経費の状況

府中市の予算は、歳入では根幹である市税収入が減少・停滞傾向にあります。歳出では経常的経費が増加しています。歳出の目的別では、民生費が金額・割合とも増加傾向にあります。その中でも、保育関係経費は増加を示しています。また、幼稚園関係経費も増加傾向にあります。

私立保育園に対する支出は、認可保育園の新設を進めてきたこともあり、増加しています。平成19年度と平成26年度の比較では、支出額全体で約18億円の増、国・都の支出金を除く市の一般財源で見ても約9億5千万円の増となっています。

2 1号認定(幼稚園等利用)の利用者負担額について

- (1) 1号認定の利用者負担額については、今回の改定等を行わない。

主に幼稚園等に適用される1号認定の利用者負担額については、新制度により新たに所得に応じた負担額として設定されたものです。

国基準の金額は、就園奨励費補助金制度を基に設定したものであり、2号認定とのバランスは考慮されないものとなっています。

認定こども園では、1号認定と2号認定の子どもが同じサービスを受けることになることから、バランスを考慮することは必要と考えますが、現在は国の動向を見守ることとし、今後改めて検討することとします。

- (2) 幼稚園保護者負担軽減補助金については、今回の審議対象としない。

幼稚園の保護者負担軽減補助金については、1号認定の利用者負担額と関係することから、今回の審議対象には含めないものとします。

3 2・3号認定(保育所等利用)の利用者負担額について

(1) 応益負担の側面を考慮した料金設定を行う。

主に保育所等に適用される2・3号認定の利用者負担額については、新制度により多様なサービスが提供されるようになったことや、国が定める公定価格に差があることから、応益負担の側面を考慮し、より細分化した料金を設定することが必要と考えます。

ただし、料金設定に当たっては、保育の質の低下につながらないように、施設に支払われる委託料や給付費への影響を勘案することを申し添えます。

ア 0歳児と1・2歳児に異なる料金の設定を検討する。

現在の府中市の料金設定は0歳から2歳まで同様の金額となっています。

0歳児の保育は、突然死などのリスクもあり、また国の配置基準でも他年齢と比較し保育士の配置を多く求めています。

このようなことから、0歳児クラスの料金と1・2歳児クラスの料金とを区分し、0歳児クラスの料金を1・2歳児と比較し、配置基準に応じた設定にする必要があると考えます。

イ 標準時間と短時間に保育時間を考慮した料金の設定を検討する。

新制度では、保育時間は11時間を基準とする標準時間と、8時間を基準とする短時間の2区分の設定がされました。現在の府中市の料金設定は、国の示した基準に合わせて1.7%の差を設けています。

保育時間の差と比較して、料金の差が小さく、必要に合わせたサービス量の差を選択しにくい状況となっていることから、標準時間と短時間の料金差をより大きくし保育時間に見合った料金とする必要があると考えます。

ウ 認可保育所と地域型保育事業に異なる料金の設定を検討する。

新制度では、認可保育所などの施設のほかに、市の認可事業として、地域型保育事業が新たに規定されました。府中市では現在、利用施設や事業で異なる料金の設定はしていませんが、地域型保育事業は、認可保育所に比べて小規模で、設備基準や保育士配置基準も異なっています。

このようなことから、地域型保育事業について、認可保育所と異なる料金設定を検討することが必要と考えます。

なお、地域型保育事業には4つの類型がありますが、類型ごとなどのさらに細かい設定については、今後の事業の展開を踏まえて改めて検討することとします。

- (2) 他市区を参考に全体的な負担水準の見直しをする。

現在の府中市の保育料(2・3号認定利用者負担額)は、平成11年の検討協議会での保育料検討以降、税法など制度改正による改定は行われているものの、大きな変更は行われていない状況です。

新設園が増え、今後も待機児童解消のために施設の整備などさまざまな施策が予定されている状況の中、同様に待機児童対策を行っている市区の水準も参考に、見直す必要があると考えます。

- (3) 非課税世帯(ひとり親世帯等以外)の料金を有料にする。

国の基準では、ひとり親世帯等以外の市民税非課税世帯には有料の保育料となっています。応分の負担という観点から、また必要な人に必要な保育を提供するという観点からも、国の基準に合わせて有料にすることが必要であると考えます。

- (4) 所得階層区分をより細分化する。

新制度により、階層区分の設定根拠が所得税から市民税所得割に変更になりました。税率や控除項目も異なるため、制度変更を勘案した所得階層による区分を新たに設定する必要があります。よりきめ細かい対応とするため、現在の17階層から階層区分を増やす必要があると考えます。また、階層ごとの金額差は、急激な負担増とならないようできるだけ均等になるように設定することが望まれます。

- (5) 最高所得階層区分を引き上げる。

現在の府中市の最高所得階層(D14)の区分額は、所得割額39万7千円以上世帯となっており、国基準と同じ水準です。全体的な負担水準や階層区分を見直す中で、最高所得階層についても、利用者負担額の階層決定が応能負担を基にしたものであるという側面も考慮し、できるだけ均等な人数割合になるように、区分を設定する必要があると考えます。

4 その他

(1) 認証保育所利用保護者補助金について

所得階層別の補助制度を検討することを望みます。

府中市では現在、認証保育所の利用者に対し月々1万円の補助を行っています。一般的に認証保育所の利用料金は、認可保育所に比べて高く設定されています。

認可保育所との料金差を抑えるために、所得階層別の補助制度を導入する必要があると考えます。

ただし、認証保育所は、認可保育所とは異なる役割のある施設であり、各施設の役割に応じたバランスを考慮したものとする必要があります。

(2) 利用者負担額の改定時期について

2・3号認定の利用者負担額改定時期は平成28年9月、または平成29年4月を目途とします。

新制度では、料金決定の根拠となる住民税の年度切替の時期に合わせて、9月で年度切り替えとなる制度となりました。年度の切り替えに合わせて料金改定を行うことが適切な時期の一つと考えられます。

また、年齢は年度ごとに替わります。年度の切り替えに合わせて行うこともまた適切な時期であると考えられます。

5 付帯意見

(1) 利用者負担額の今後の検討について

定期的に、又は状況の変化に応じて、適宜検討・見直しを行うことを望みます。

新制度は、消費税増税分を財源として質の改善や量の拡大を図る制度設計となっており、今後の増税による更なる価格等の変更も予想されます。また、国は幼児教育の無償化の方向性も示しております。

さらに府中市では、公立保育所の民間活力導入の方針を出しており、子育てに関する施策は今後も様々な状況の変化が想定されます。

このようなことから、時機を捉えて利用者負担額の検討・見直しを行うことを望みます。

(2) 施設等を利用していない子どもについて

施設等を利用していない子どもにも配慮した負担額という視点を持つように望みます。

小学校就学前の子どもは、全員が教育・保育の提供を受けているわけではありません。施設等の利用に対する負担額の議論を行う場合には、利用していない子どもにも配慮した負担額という視点を持ち、利用者だけに偏った議論にならないように望みます。

6 資料

- ・府中市子ども・子育て審議会利用者負担等検討部会委員名簿
- ・府中市子ども・子育て審議会条例
- ・開催日時と審議内容
- ・府中市の教育・保育の現状と財政状況について
- ・保育所等利用待機児童の定義
- ・私立保育園運営費の財源について
- ・特定教育・保育及び特定地域型保育事業利用者負担額について
- ・私立幼稚園関係補助金一覧
- ・利用者負担の構造について
- ・保育料収納状況について
- ・利用者負担等に係る論点について
- ・利用者負担等に係る論点について(その2)